

箱根町経営安定緊急融資の

- 【対象者】** ◇町内の事業者（法人、個人に関わらず、また本店、支店、営業所を問わず、町内に事業所がある事業者）
◇町税に滞納がないこと。
※別に金融機関による審査があります。
- 【資金使途】** 運転資金、設備資金 **【融資限度額】** 500万円
- 【融資利率】** 年1.4% [固定金利] **【融資期間】** 5年（6か月以内の元金据置期間を含む。）
- 【受付期限】** 令和2年9月30日まで
- 【信用保証】** 神奈川県信用保証協会の保証が必要となります。
- 【信用保証料補助】** 100%（100円未満切捨） **【利子補給】** 100%（補給期間2年、100円未満切捨）
- 【取扱金融機関】** さがみ信用金庫、横浜銀行、スルガ銀行

ご案内

新型コロナウイルスの流行により事業活動に影響を受けている中小企業の皆さまを支援するため、金融支援を実施します。

- 【申請方法】** 次の書類を町役場観光課に提出してください。（出張所は不可）
①箱根町経営安定緊急融資申込書兼認定書（第1号様式）…2部
②役員等氏名一覧表（第2号様式）※個人事業主は不要…1部
※①、②の様式は観光課または取扱金融機関にあります。
③履歴事項全部証明書（個人事業主の場合は住民票）……1部
※個人事業主で、町外在住の場合は確定申告の写し（2期分）
④印鑑証明書…1部
⑤営業許可書等の写し（営業許可の不要な業種を除く。）…1部
- 【取扱開始時期】** 各金融機関の準備が整い次第、順次開始します。
- 【照会先】** 観光課 ☎85-7410



その他の融資について

町以外にも県や日本政策金融公庫が、新型コロナウイルス感染症の影響を受けている事業者に対して支援融資を実施しています。利用できるメニューは、営んでいる業種や事業者の売上減少率等により異なります。詳しくは、各照会先にご確認ください。

<神奈川県制度融資>

融資メニュー・融資限度額

- ・最近1か月の売上高等が前年同月に比べて20%以上減少している等の事業者
売上・利益減少対策融資 8,000万円+新型コロナウイルス対策特別融資（セーフティネット4号）2億8,000万円（別枠）
- ・最近1か月の売上高等が前年同月に比べて5%以上減少している等の事業者
売上・利益減少対策融資 8,000万円+セーフティネット保証5号 8,000万円（別枠）

照会先 県内40の取扱金融機関の各支店または神奈川県金融課 ☎045-210-5677

<日本政策金融公庫>

融資メニュー・融資限度額

新型コロナウイルス感染症特別貸付

- ・最近1か月の売上高等が前年同月に比べて5%以上減少している等の事業者
【中小事業】 3億円（別枠）
【国民事業】 6,000万円（別枠）
- 一定の条件を満たす場合、別の手続きにより利子補給を受けられます。

衛生環境激変特別貸付

- ・次の業種で、最近1か月の売上高等が前年同月に比べて10%以上減少している等の事業者
【旅館業】 3,000万円（別枠）
【飲食店営業および喫茶店営業】 1,000万円（別枠）

新型コロナウイルス対策マル経融資

- ・最近1か月の売上高等が前年同月に比べて5%以上減少している等の事業者
1,000万円

照会先 日本政策金融公庫小田原支店 ☎0465-23-3175



保証制度の拡充について

国では、全国の中小企業・小規模事業者の資金繰りが逼迫していることを踏まえ、通常の保証限度額とは別枠となるセーフティネット4号の発動、5号の緩和を行っています。また、一般保証やセーフティネットとはさらに別枠となる危機関連保証を発動しました。詳しくは、各照会先にご確認ください。

<セーフティネット保証4号>

最近1か月の売上高等が前年同月に比べて20%以上減少しており、かつ、その後2か月間を含む3か月の売上高等が前年同期に比して20%以上減少することが見込まれること。一般枠とは別枠の100%保証。

<セーフティネット保証5号>

最近1か月の売上高等が前年同月に比べて5%以上減少しており、かつ、その後2か月間を含む3か月の売上高等が前年同期に比して5%以上減少することが見込まれること（限定的な運用緩和中）。指定された業種のみが対象。一般枠とは別枠の80%保証。

<危機関連保証>

最近1か月の売上高等が前年同月に比べて15%以上減少しており、かつ、その後2か月間を含む3か月の売上高等が前年同期に比して15%以上減少することが見込まれること。一般枠とは別枠の100%保証。

- 照会先** ・各保証制度について 神奈川県信用保証協会小田原支店 ☎0465-23-0138
・認定書の発行について 観光課 ☎85-7410

雇用・労働に関する支援策について

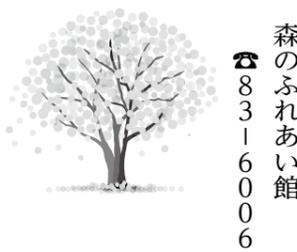
<雇用調整助成金>

一時的な雇用調整（休業、教育訓練又は出向）を実施することで従業員の雇用を維持する場合に、休業手当、賃金等の一部を助成する制度です。国では、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた事業主に対し、特例措置を実施しています。詳しくは、各照会先にご確認ください。

照会先 神奈川県労働局神奈川助成金センター ☎045-277-881
ハローワーク小田原 ☎0465-23-8609

<解雇、休業等に関する相談窓口>

照会先 神奈川県労働局 雇用環境・均等部指導課総合労働相談センター ☎045-211-7358



資格を取るとどうなるの？
森林セラピーソサエティに登録すると、セラピー基地でガイドとして活動ができます。また、町のイベントでも講師などとして活躍できます。

対象者（すべてに該当する方）
・町に住居登録がある方
・資格取得後に町が行う森林セラピーに関するイベントなどに参加・協力できる方

補助対象
・森林セラピストの2次試験料

料
・森林セラピスト・森林セラピーガイドの通信教育検定受講料

※検定等の詳細については、森林セラピーソサエティのホームページをご覧ください。

補助限度額 2万円

補助件数 2件（申込順）

※申込方法や制度内容の詳細は、町ホームページにて確認してください。

照会先 森のふれあい館 ☎8316006